

総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録審査細則

(総則)

第1条 本細則は、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録規程第4条に基づき、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（以下「都協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

(登録審査委員会)

第2条 都協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

(登録審査委員会の構成)

第3条 登録審査委員会は、委員長及び6名以内の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都協議会の代表者が委嘱する。

- ① 公益財団法人東京都スポーツ協会役員又は担当者
- ② 都行政担当者
- ③ 公益財団法人東京都スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ育成委員会委員
- ④ 学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員等）

(オブザーバー)

第4条 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2 オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。

3 オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

(委員の報酬)

第5条 委員が登録審査委員会の職務に従事したときは、別に定める報酬を支給する。

2 委員が登録審査委員会の職務のために旅行した時は、これに要する旅費を支給する。

(委員の任期)

第6条 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(登録審査委員会の招集及び決議)

第7条 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

(登録審査方法)

第8条 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、都協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 緊急時の連絡体制図

申請書類④. 規約・会則・定款等

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録
上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

申請書類⑩. 所存する区市町村を通じ、東京都へ提出している総合型クラブ設立の「届出」の写し

3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

(審査結果の報告)

第9条 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により都協議会に提出するものとする。

(改定)

第10条 本細則は、都協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則（令和2年3月16日）

1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則（令和3年3月4日）

1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

2 本細則は、令和3年3月4日に改定し、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和４年３月２日）

- 1 本細則は、令和４年３月２日に改定し、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和４年７月１９日）

- 1 令和４年７月１９日に第８条を改定。この改定は、令和４年７月１９日から施行する。
- 2 令和２年３月１６日附則第１条中「令和５年３月末日」とあるのを「令和５年１０月末日」とする。なお、令和６年度の登録審査（令和６年４月１日登録認定分）以降の登録審査においては、その審査方法を第７条第２項のと通りの審査（通常の審査）とする。

附則（令和６年４月１日）

- 1 本細則は、令和６年４月１日から施行する。

附則（令和７年９月１６日）

- 1 本細則は、令和７年９月１６日に改定し、令和８年度登録申請時から施行する。